殿中記事

一

和書門
類 三二八八一
號 二二四
函 六
架 七
冊

154
内閣文庫
和書
類 三二八八一
號 七
冊 二四
架 一五〇
函

内閣文庫
番號 和 32881
冊數 7(1)
函號 150 154

和書
三二八八一
號

150-154

糊などで貼り付けられている部分がめくれない箇所あり

国立公文書館
National Archives of Japan

安政四年 正月十三日 堀田備中守殿 内藤紀伊守殿 書付

備中守今度京都ニ為御使上洛致し候市用掛且ハ速ニ帰ル事ニ付
等閑ニ成ル様ニ致し候ハ諸事格外之者ニ付ハ京中筋之外ニ於ても
是迄老中面々ニ御取扱ひ格外之御扱ひ不相分諸
方ニ格外之外道筋等ニ迄一切之儀ハ不相成ル事ニ
安用之儀ハ宿駅之外
ハ勿論之事ニ
○右之通ニ
也
道筋ハ宿駅之外
ハ勿論之事ニ
○右之通ニ
也
此節定ル所ハ
東海道筋ニ
付
遠藤但馬守
内藤紀伊守
流鏑馬
同断
同断
同日 備中守殿
内藤紀伊守殿
堀田備中守
右ハ川越中納言
内藤紀伊守殿
流鏑馬
同断
同断
新規築立講武所附
場所
備中守殿
大坂町奉行
場合ニ
別ニ

同廿四日　内友紀伊守殿
同　伊賀守殿
内書付　伊勢守殿より外国掛用人殿
内書付　伊勢守殿より京都・兵庫・西宮・伊賀守殿
伝聞　内書付　アメリカ使節一件
伝聞　内書付　アメリカ使節中より琉球へ書簡
二月二日　東叡山住心院
別冊ニ付
葉裏
東叡山住心院
別冊ニ付
内々
日光表
別面
日光表
内々
日光表
内々
別冊
内々
日光表
内々
別冊
内々
日光表
内々
別冊

五拾枚　准后の方様より　一張二重二十丈　樂屋の方様より　一大紋帳

三十反　准后の方様より　一色編子十反　ひがしの方様より九条関白殿へ　一白銀

百枚　一巻物十　ひがしの方様より　豊臣太閤殿へ　日上　御所　為信奏元へ　一白銀

五十枚　内南　内侍　一白銀三十枚　右之通之儀ニ　○京都伺案

民部卿　文通一字　○所司代内侍所へ　文数進退之儀ニ付内談ニ　紙筆御新調　保任卿

先日命　古今不審　皇国内大切之変革　左伺之上　大政奉還

内命　諸藩ニ　ニ付　ふあ成ル　皇国中ニ改革ニ付　条約　関東

内奏伺之事　左伺振内ニ限ル　内伺之上　京都ニ於ル　内奏振

ニ付　皇国限リ　実ニ　諸侯　ニ　皇国内勅使　相ル　一大事　左　完部内ニ

アメリカ　供帝　ヨリ　田ニ　相伺　伺方　当日

ニ成ル　官省　内伺　ニ　中直近ニ　相夷国人　ニ　ニ　皇国ニ

板垣伺振　事　○内伺　アメリカ　供帝ヨリ　伺　伺ニ　重夷　候

事　幾内ニ　内ニハ　勅旨　ニ　伺　大内裏　内　構ル　伺事　ニ　ニ

十分　内令　板　伺帝ニ　伺ル　中古以来　内裏　内　構向　ル　内　ニ

更　幾内ニ　夷ニ　軍　ニ　ニ　ニ　ニ　ニ　ニ　ニ　ニ

勅　勅　上　内　ニ　ニ　ニ　ニ　ニ　ニ　ニ　ニ

ニ　○　右之外　内　橋　内　伺　判　一切　ニ

○　林大学頭　内田　三帝　ニ　人　ニ　三条　為信奏元　ニ　直橋　伺

判　夷　勅　ニ　ニ　人　条　ニ　向　ニ　ニ　皇国中　ニ　ニ　ニ　ニ　ニ　ニ　ニ　ニ

大坂表より○西国代官支配所より問合候ハ[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]年〜〜〜〜　○一昨年〜〜　禁裏御所御警衛に付五番隊出張仰
せ付られ候所御所御相場に付後期未決の儀は十月中に上り申す筈之事
相無御座〜〜候　右之〜〜如に付

朝陽ニ大象陽ヘ仕相有之ニ軍ヲ国体ヲ矢ノ如ク若ク伊者ヲ
有ニ付一統佐倉ニ旅宿ス事会議ス 水戸 ヲ一統関東
ヲ向フ所ノ大体偏 ○佐倉
佐倉長 ○京都 ○ 関東 ○
水戸 ○ 老侯 勅書 ○京坂 退 ○ 関東 ○
一矢上 ○ 関東 ○ 関東 ○ 海外 七雄
供 附 ○ 夷人 ○ 勅書 ○ 関東 ○ 佐倉
○ 中国 人心 ○ 佐倉 ○ 中国 ○ 中国 ○ 中国 ○ 中国

京都ニ参ル ○ 昨日 ○アメリカ人ヨリ之ヲ上書ニ八月五日
之有ニ付アメリカ使節 閣下ニ堺市 右ノ事ヲ中国ニ参ル ○ 中国
ヲ切支丹事ヲ御用ニ成ル ○ 昨日 右事ヲ ○ 尊ニ ○ イスハニヤ
那蘇誕生ノ ○ 卯年ヲ ○ 八月五日 ○ 中国法度事
ニ成ル ○ 人心 且三家 ○ 昨日 ○ 昨日法度事
ヲ ○ 右ノ ○ 昨日 ○ 昨日 ○ 昨日 ○ 昨日 ○ 昨日
人心 ○ 昨日 ○ 昨日 ○ 昨日 ○ 昨日 ○ 昨日
○ アメリカ人 ○ 昨日 ○ 昨日 ○ 昨日 ○ 昨日
西人 ○ 昨日 ○ 昨日 ○ 昨日 ○ 昨日 ○ 昨日
○ 昨日 ○ 昨日 ○ 昨日 ○ 昨日 ○ 昨日 ○ 昨日
軍艦 ○ 昨日 ○ 昨日 ○ 昨日 ○ 昨日 ○ 昨日
○ 昨日 ○ 昨日 ○ 昨日 ○ 昨日 ○ 昨日 ○ 昨日
但 九条 関白 ○ 昨日 ○ 昨日 ○ 昨日 ○ 昨日
天 ○ 昨日 ○ 昨日 ○ 昨日 ○ 昨日 ○ 昨日

[illegible]中山家より皇子を頼りて
佐幕論に赤面　皇居を大事象から離れる事情狂男子[illegible]
大[illegible]ニ[illegible]御妻[illegible]方ヲ押くるー中山家ヲ[illegible]大[illegible]
[illegible]衛[illegible]ハメリカ一条ヲ[illegible]御[illegible]出○[illegible]
[illegible]大閤度[illegible]　帝都ヲ[illegible]万一事変ニ[illegible]
[illegible]皇居ヲ[illegible]
[illegible]ハ京都ヲ　極武天皇[illegible]
十代連綿ト[illegible]朕ハ世ヲ[illegible]事変ニ[illegible]
[illegible]ハ[illegible]
[illegible]ハ[illegible]暫[illegible]命ヲ[illegible]
[illegible]ハ[illegible]
[illegible]ハ[illegible]
[illegible]ハ

[illegible]

○第一ノ条　○本年疱瘡流行記中ニ詳

[illegible]

夷人共来京大坂ニ[illegible]大坂今度[illegible]

[illegible]

[illegible]

京師十里四方ニ地ヲアメリカ人ニ[illegible]入ル筈ニ[illegible]ヲ代リ[illegible]庫ヲ用

且山城西ノ方車尾ヶ峯[illegible]

[illegible]

[illegible]

開港[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

○第二ノ条　○本年[illegible]庫

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]事 ○同十五日 廣橋中納言三条殿 東坊城殿 [illegible]
[illegible]事 ○同十六日 [illegible]
[illegible]卿三十八人 [illegible]
議奏元[illegible]議奏元日 [illegible]卿 一同[illegible]
[illegible]卿曰 [illegible]
[illegible]上 [illegible]
[illegible]事 ○同日非蔵人 [illegible]人 [illegible]
[illegible]十五[illegible]人 集会[illegible]又一[illegible]
[illegible]由 ○[illegible]
非蔵人 [illegible]事 ○[illegible]
[illegible]十五日 [illegible]
[illegible]由 ○同十五日 晦 [illegible]
[illegible]日 ○[illegible]

[illegible]日 ○同日 [illegible]
[illegible]方 [illegible]
有[illegible]由 ○[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

朝廷[illegible]
天照太神 [illegible]
[illegible]
知可[illegible]

神国[illegible]
一条[illegible]
[illegible]
英邁三条中山[illegible]
堀田[illegible]
[illegible]

久我家退職ニ成ル　右ニ付再度嘉禁制ニ成ル久我家ハ
右ニ付ヲ命セラル　我家ヲ滅シ　ワレハ許ノ事ハ　春日
諸侯ハ使ヲ　使ヲ　君臣合体シテ忠臣ニ　三年ニ死社稷而ル
辞決セラル　御志有　藤彼ハ　青蓮院宮日ハ有ル　○京都ノ
御言ハ　御ヒシテ　ハ成ル　ハ一ツ　如ク　一ツ家　高位ハ　面ハ　ハ　ハ　一体
家地　南蛮寺ヲ　建ル事　ヤ　ハ利　家ニ　事世　乱ニ　附ニ　ハ　ハ　ハ
ヨリ　邪宗ニ　ヲ　ハ　ハ　法ヲ　ハ　ハ　ハ　ハ　ハ　ハ　ハ
軍ヒラ　織田家ニ　附　反逆ニ　通ヲ　諸戦ヲ　事　ハ　ハ
事ニ　ハ　アメリカ人　ハ事ヲ　ヤ　ハ　事ハ　ハ　ハ　事
ハ　ハ　ハ　ハ　ハ　ハ　ハ　ハ　ハ　ハ　ハ　ハ
諸戦ニ　ハ　ハ　今日　ハ事　ハ　ハ　ハ　ハ　ハ　ハ
ハ　ハ　ハ　ハ　ハ　ハ　ハ　ハ　ハ　ハ　ハ　ハ
論方ハ　ハ事　ハ　ハ　ハ　ハ　ハ　ハ　ハ　ハ　ハ

仏教ハ国ヲ　自ハ　ヲ　ハ　ハ　夫ハ　ハ　ハ　ハ　ハ　ハ
ハ　ハ　○　天朝ヲ　ハ　ハ　ハ　ハ　ハ　ハ　ハ　ハ
五十六ケ国ニ　後ハ　国ハ　有ル　ハ　夷人　大坂ヲ　通ル　ハ　又東四方
ヲ　ハ　ヲ　ハ　ハ　ハ　ハ　ハ　ハ　ハ　ハ　ハ
ハ　ハ　ハ　ハ　ハ　ハ　ハ　ハ　ハ　ハ　ハ　ハ
ハ事ニ　ハ　ハ　ハ　ハ　ハ　ハ　ハ　ハ　ハ　ハ
ハ　ハ

扨はけ方ニ始忍仕事有事ニ而ハ仮条約ニ而仮令ひとと
はけ方く入ハ此節中有様事ハ始末記事ハ目録ニ又ハ事ハ
て牧狼世間ハ仮ニ此度ハ内ニ乃遠ニ生ハ機礼ヲ記ハ事ハ
事ニ初ハ如ハ此度ハ如是外ハ二無事ハ和平ハ仕ハ仕返ハ
此度ハ和且又万一ハ無事ハ此度ハ仕ハ各ハ生ハ
ヲ如財交ハ有事ハ此度ハ九州ハ戦争ハ仕ハ目録機礼ハ生ハ
ヲハ仕者ハ此度ハ はけ方アメリカ 始既ニ通信ハ国ハ歩成宜事ハ条約
強ひハ無ハ有ハ今交ハルリス中ハ事ハ此度面ハ迎各ハ怨ヲ
生ハ名目ハ事ハ中見ハ有ハ
天朝ハ有ハ評ハ大ハ教ハ下ハ一仰
ハ拝ハ御ハ意ハ此ハ有ハ天下ハ人心ハ恨ハ事ハ此度ハ
天朝ハ此教事ハ有ハ中 将軍ハ家ハ此度ハ人ハ
天朝ハ此教ハ拝ハ事ハ 将軍家御ハ衰微ハ基ハ此ハ如

天朝ハ有ハ対右ハ通大ハ教仕ハ
元畔 釈ハ中拝ハ有ハ目録ハ此度ハ仕ハ
御ハ有ハ有ハ也 ○別紙ハ ○京都ハ人心ハ居合ハ有ハ
敵ハ此尊ハ此度ハ人心ハ居合ハ有ハ 近年夷狄ハ関東ハ此度ハ
ハ有ハ御ハ意ハ此ハ有ハ 御国蔵ハ有ハ事ハ
ハ有ハ 敵ハ此事ハ有ハ有ハ有ハ有ハ
人心ハ居合ハ関東ハ武ハ評ハ言ハ仕
如此 市川文ハ拝ハ事ハ 雲穢ハ
雲穢ハ有ハ仕ハ
論ハ三度ハ小見ハ拝ハ事ハ有ハ人ハ
物ハ言ハ 仮ハ拝ハ城ハ事ハ有ハ有ハ
城ハ有ハ始事ハ此度ハ人ハ居合
ハ有ハ日ハ有ハ国ハ情ハ夷ハ考ハ
基ハ有ハ 天朝ハ有ハ家ハ仕ハ有ハ
夷人ハ拝ハ有ハ仕方ハ藩外ハ有ハ事ハ有ハ

万里小路大納言房房卿上書 ○[illegible]

[illegible]

[illegible]

ゆゑに○堂々たる　皇国にして垂夷し猛夷と警称くこと能く傲慢を恣にし横暴を逞しくし天下万世に恥辱を遺し万王一系の神国を汚蔑し敗義を唱ひ人心を惑乱し征夷家の威光を失ふ厳意何ぞ面目上京有り難き

物語くし能者量るべし今或　京都市内一切言語紀解若京都市内言語紀解若し強て列国大名

紀不百民を押し強て強れとなるも心実に同意なるも仮令心実に同意なるも仮令

いかゝ　関東に為て内を脱し基を審にす○夷使帰て

強情を容易申出る者共心昔仕る所に此上諸事遠し未だ来る事

亜市利堅を従き実に両船を携へ軍艦九隻を率

夷情を探り日本を侵奪し西人を竜袋し侍称する遠国を

誘き夷族西に散居し如言利欲を貪る者国民を誘ひ情々彼方に教授

後也し能人事を察し地理原書を知方に巣居を構へ主従を許

ふ者多し能を彼り多端を開き　皇国を模倣する一時の功を

欲望すべきや仮令多端を開くも右通り西洋の奪ふ夷

情度大に猛威を振り強言ふ　自皇国を奢制する一時の功を我に強言

ふ様ふ迫　神国生れて西夷ふ恐怖すべし況権来大臣を

称する使節亟論に奇心形成事を

仰に地に事毎大樹公仰不乗船を既す事も亦仰地に遁れ安居

ふるの事　関東始諸大名ふ見込詳に　仰の通上出返事出府行事

為右答毎に右人の国家に為ふ為ふ顧品議上言上仕事

内府公大意　○皇国を護ふ出師の御使用家に為

四日日本書紀に列侯評議に有ふ変方　中山公

大意　○当今事実交易を絶り西洋実情を能く中候有る形勢を推来

千古是れ百戦千戦も仕程稜威を振ふ政方に勝敗を

天命ふる夷を仕事　西威去る中以上も交易未だ定まらず○書上

○日々一車右変ふ国家に為ふ顧弱死中に仕度関東に返答

ふ強ふ為ふ出事に事右変ふ為ふ顧多混雑言上に吉月に　仕

神意出始　御代ふ有に強　厳意ふ出事に実に

重大に義ふ如何出事上人心居合ふ義　引変ふ抵言上　堀田備中守ふ機伏

上京の為振り出しの事なれば行き次第関東へ出張の事なれば関東へ出張の事なれば再び行き
違方等の物財を天下の人民を塞ぎ塞
朝廷へ信を表撃致し
候事一日も早く御出張の事なれば
此度の儀は尚又内乱の御
此又面へ中出張の事なれば関東へ出張の事
なれば三月十二日迄の事なれば中旬
此又面は又除き未だ出張致
候事なれば
連名
十七人
三条内府公
此振書
○何分此度一件は容易
此事なれば如此之評議
朝廷
慶禧
徳川家
東坊城大納言
慶徳
此振書
○御面は世評は四方士民を
此振書
○御面は古来より
此度の如き
面附世評は四方士民を
此振書
○御面は古来より
此度の如き
面附世評は四方士民を
外国
慶喜
此振書
○此度の事は
此度の如き
面附世評は四方士民を
此振書
○御面は古来より
此度の如き
面附世評は四方士民を
此振書
○御面は古来より
此度の如き
面附世評は四方士民を
此振書
○御面は古来より

為ニ自然之心輔膳士素振化之仁義一使ム之為ニ皇国ニ
西国一致力之ニ一所業ニ
皇威益彰国家有ニ報効之志者幸甚
○異夷出没中之事
関東ニ於ル者此度ニ既ニ
条約有ニ追ニ
関東ニ
和親之成
仮条約
被為
御取結
国家
安泰
夷族
赤水
事
国家
生
去
御
国
和親之成
仮条約
被為
御取結
国家
安泰
夷族
赤水
事
国家
生
去
御
国
神国一
神国一
神国一

倶馬ヲ

○右伺ノ儀中ヲ調練場ニ　御成

市用ヲ取リ扱ヒ

同月二日　○蕃書調所

先帝ヲ言稱ス

帝ニ奉ル人ヲ以テ仕度中ヲ以テ

帝ニ奉ル人ヲ以テ仕度中ヲ以テ

帝ニ奉ル人ヲ以テ仕度中ヲ以テ

○アメリカ使節ヨリ申ス田港ヘ軍艦ヲ

日港ヘ軍艦ヲ

田港ヘ軍艦ヲ

四月九日　伊勢ヲ度ル　市場ヲ市書ヲ

○俗説調判ヲ遣シ送リ及其許大猪狩ヲ押ル書ヲ流ス書面ヲ

第中ニ令ヲ発ス右ヲ井ニ信濃ヲ引ル詩ヲ信濃ヲ及ヲ信濃ヲ柳樹ヲ山名断

犯ヲ政府言上ヲ政事ヲ柳有ル同人ヲ中令ヲ元中ヲ通ヲ説ヲ尚再

ヲ言上及ル説ヲ説ヲ習風国ヲ政府有ル人ヲ撰ル

ヲ流ヲ猶　慶応ヲ人ヲ居合ヲ

ヲ上ヲ猶ヲ事ヲ実ヲ影合ヲ義ヲ事ヲ服ヲ義ヲ方ヲ外ヲ

信義ヲ犯ヲ有ル政府ヲ指ル精ヲ及ル説ヲ象ヲ面ヲ何ヲ善ヲ判候

説ヲ通ヲ動ヲ方ヲ調判ヲ説ヲ通ヲ

ヲ今聲ヲ精ヲ

ヲ説ヲ通ヲ右ヲ邪ヲ

アメリカ人ヲ善ヲ今ヲ伺ヲ銃象ヲ調判ヲ

有ル義ヲ其ヲ何ヲ○以ヲ方ヲ出ヲ調判ヲ

通ヲ人ヲ居合ヲ

居合ヲ振義ヲ

ヲ説ヲ

○以ヲ附書ヲ

○

ヲ猶ヲ　裏ヲ帯ヲ

○亜人ヲ

ヲ調下ヲ

説ヲ振ヲ

ヲ説ヲ

ヲ調下ヲ

ヲ説ヲ

ヲ調下ヲ

ヲ説ヲ

ヲ調下

[illegible]
[illegible]
義に有り。○要人百姓に掟合申渡
[illegible]
[illegible]
[illegible]

条約調印の儀に付き記録の儀に有之候
○亜人江戸政府英国人殺害
接別に付記事是迄日録に相載
候分を無会に付保証
に変記り候事に付き
○亜人右条約一外国と
日本との交際有接別緊要の事に有之候
細密一通和に相載カ
外国人来り候節の前例
既に今日に至り候迄和に変候
○久変中国軍艦
に曾て振り付
候節も同様に
○亜人外に付
有之候
○亜人江戸政府英国人殺害
接別に付記事是迄日録に相載
候分を無会に付保証
に変記り候事に付き
○亜人右条約一外国と
日本との交際有接別緊要の事に有之候
細密一通和に相載カ
外国人来り候節の前例
既に今日に至り候迄和に変候
○久変中国軍艦
に曾て振り付
候節も同様に
○亜人外に付
有之候

亜墨利加使節に対し
○アメリカ合衆国コンシュール セヲラールトウニセントハルリスより日本
○アメリカ合衆国金槍薬コンシュール
長崎中自分共今般
大君に命ずる日本国に対し井上信濃守岩瀬

肥後守に命ず
アメリカ合衆国より大統領に命ず信濃守を以て親書を
為致方接判に
重大の事柄有之候
○日本に於る出嶽を為致
る為に付差出せん事を願
と雖ども且は
アメリカ合衆国に条約に調印
有之候
○アメリカ人
為参内に
○アメリカ人
為参内に
○
廟議に
○
○
○
○
肥後守に命ず
アメリカ合衆国より大統領に命ず信濃守を以て親書を
為致方接判に
重大の事柄有之候
○日本に於る出嶽を為致
る為に付差出せん事を願
と雖ども且は
アメリカ合衆国に条約に調印
有之候
○アメリカ人
為参内に
○
廟議に
○
○
○
○

花押 久世大和守 花押 内藤紀伊守
花押 脇坂中務大輔 花押

同日

御三家 始 大廣間 帝鑑の間 柳の間 席に

上意

[illegible]ル 伺申ス宅ニ、供番[illegible]石橋ヲ統海防掛ト兼帯申渡ス ○
三月廿七日 御養子ニ付伺奏議奏伺申ス旨被仰
指出シ之有ル ○永世無倉ニ付[illegible]
徳川慶喜ニ事 ○本朝国体[illegible]
[illegible]ニ方暑ニ事 ○竹田[illegible]ル外
御許容ニ[illegible]ル ○自然[illegible]
[illegible]ル 右ニ[illegible]ル[illegible]
[illegible]ル[illegible]ル[illegible]
○元議ニ[illegible]
伊勢神宮神意ニ[illegible]
徳川慶勝ニ[illegible]
有ル[illegible]ル 右ニ[illegible]ル[illegible]
○別命 ○先年神奈川 并小田
ニ[illegible]ル[illegible]ル[illegible]ル[illegible]ル[illegible]ル[illegible]
[illegible]ル[illegible]ル[illegible]ル[illegible]ル[illegible]ル

松平土佐守殿　松平讃岐守殿　仕舞ル　諸事一中候　御用向御簡略ニ仕ル

大坂表ニ警衛ニ成　御免

茂堂和泉守　○京都表ニ警衛ニ成　仕舞ル　且又伊勢神宮ニ警衛ニ成　仕舞ル

松平相模守　○大坂海表ニ警衛ニ成　仕舞ル　諸事一厳重ニ可申付旨被仰付候　松平出羽守殿ニ大坂ニ幾代ニ成ル事ニ付　仕舞ル　諸事一如前ニ可申付旨被仰付候

西川伊豆守下ニ高坊ニ居　御免

松平大膳大夫　○樹脂倉庫表ニ警衛ニ成　仕舞ル　右樹脂ニ出張ル　御免

立花飛騨守　○泉州堺表ニ警衛ニ成　仕舞ル　上総国富津ニ出張ル　御免

松平越前守　○武州神奈川表警衛ニ成　仕舞ル　諸事一厳重ニ可申付旨被仰付候　但国元ニ出張ル　仕舞ル

毋利右京亮　○上総国富津ニ出張ル　仕舞ル　諸事一如前ニ可申付旨被仰付候

六月朔日　中老　堀田備中守　若年寄　遠藤但馬守　居

加藤伯耆守　仕舞　酒井雅楽頭　○右　御表向御用掛ニ　仕舞ル

同三百亀井隠岐守茲監　○近来江戸警衛御用途多ニ付　右為御用大砲五挺立ニ付　別合

軍上佐守殿　那波遠江　御勘定吟味役　仕舞ル

行事新三郎中上ル　町内徘徊　市戸廉ニ　○布ニ茶色ニ成ル　昨年当ル　昨年当ル　今ニ

同十日　町奉行　所司代　浅野長祐　市戸廉ニ

ヨリ迄　茶色　徒用ニ　諸恩ニ浴セ　ヨリ　ル　志れ　勢中　ヨリ　ル　ヨリ　ル　ヨリ　ル

り上京 天より 仰付 ける 民に 令の事 ある 仏付 ける 類に 五千六人中 今七日 光く
諸て 謹る 事無 官に 在 拵 置 象 蒙 託宣 のより 同 右に 族 四千五百五
人 及び 百日に 言田に 言 場 道 藩 山に 不 勝 拵 び 候に 重き 出 役人 を 招
に 外 官中 所人 多 者く 詰 罪 候に まだ 日光中 稼る 橋 竈 詰人に
困 苦を 救ひ 老を 積り 若 事に 而 財 千 五百人 引 受 て 脱に 族 千 ばかる
組 成 ふ 者 て 報 函 忠 を 為 事 中 令 命 を 伺 犯 集 人 数 に 加 右 流
尚 事 殺 も 投 訴 候に 到 拵 又 柳 管 詰 役人 に 日 に 北 条 光 利に 例 中
殺 も 有に 由 も あ 伺 ら 日 光 北 条 中 殺 に 及 び 光 利 家 初 桑 独 立 に 我 も 山 白
倍 利 為 天 あに 我 事に 開 運 候に 為 に 新 に
さ ろ 者に 徳 川 御 家く に 忠 函 拵 候 に 為 て 天に 仕る 仰 付 に 当り
る 心 に 疑 者 也 ○右に 重 認 張 有に り 時 に 為 る 有 所 に 為 あ 所 有 に
出 藩 に 事に 同十二日 牧 野 伯 る 忠 雅 ○右 事 出に 御 養 者 に
伺 無 る 有 に 事 日 光 御 家く 御 名 代に 仕 有 家 今 川 強 同 る ○右 上

御養 天 様 為 る 御 名 代
御 家く に に

○右 日 光 有 事 家 都く
為 御 使 に に

同 日

此 天 竜 井 伊 掃 部 頭 殿く 登 竜 詰 仕 る 候 に 為 に 仕 候
候 又 世 大 道 高 人 古 屋 に 屋 八 五 郎 手 故 に 事 に
製 方 多 苦 若 事 に より 松 平 信 濃 守 御 名 代 に 絶 御 に
外 夷 近 有 の 事 中 伺 者 伺 に 伺 る 紀 に 有 伺 者 に 家 に 事 に 多 事 に 松 平 吉 井 有 伺 に 事 に 多 事 に 多 事 に 西 洋 流
御 用 に 者に 詰 流 に 事 に 御 用 に 事に 松 に 為 に 有 に 事 に 右 有 製 様 に 有 に 為 に
り 為 に 百 一 に 所 様 に に 場 合 に 為 に 物 習 様 方 仕 事 命 を 為 に 伺 に 忠 節 に 事 に
事 に 屋 に 為 に る 西 洋 流 砲 術 事 合 に 事 に 為 に 事 に 御 名 代 に 仕 事 に
に 人 数 に に 為 加 に 事 に 為 に 事 に に 紀 有 伺 合 に 為 に 為 に 事 に 事 に 為 に ○
安 政 五 戌 年 事に 六 月 十 八 日 伺 事 事 に 事 に 事 に

遠く江戸近く侵来う敗れ候事英仏ロシヤ
アメリカ蒸気船数隻米ヨロシヤ船和船
応橋左右井上信濃守出張紀州手勢
応橋ヲ以て井上信濃守出張紀州
応橋ヲ以て城代ヲ出張ス
遠く考る

同廿二日 御出仕有之 御席へ 御用番 久世大和守殿 内藤紀伊守殿

○アメリカ条約之儀
朝廷ヲ内々申上
思召
敵意ヲ以て条約ヲ結ぶ事ニ
英仏ロシヤ アメリカ
軍艦近く侵来ル
事有之橋方ニ
御同様ニ
英仏ロシヤ
中論
遠慮
勢ひ
仮条約
遠慮

朝廷ヲ以て
開キ
一橋
長州
岩倉
肥後
杉神奈川
調印
朝廷ヲ
敵意ヲ以て
朝廷ヲ
敵意ヲ以て
実ニ
御
宿所
先ず
書
有之
資始
内部卿
詮勝
杉平
○右加判之列
堀田備中守正睦
杉平伊賀守
忠固
○右
有之
御役
御免
内藤紀伊守殿
太田道醇
○御役
有之

久世大和守殿　○右　御書者　出羽様ニ　作有ル　道祖
ハ給ル　○御入用樹り外ニ　出羽様ニ　作有ル　同廿四日　尾張殿　水戸殿　御父子
松平越前守殿　参勤　城有ル　同廿五日　御発駕ニ　相成ル
紀伊宰相様　○御書類　御書者ニ　作ル　御刀　長光代金二百枚　御服装
来月光代金　被遣ル　松平左京亮殿　七男　松平
る五十枚
賢吉　○右紀州家ニ　使ヲ以　作ル　御老中　脇坂中務大輔　安宅
○右宰相様ニ　御書者ニ　作ル
太和　遣ル　○右宰相様　御書者ニ　作ル　牧野遠江守殿　康哉　稲垣長門守殿
上改
居　堀田右衛門正殿　遣ル

数ヲ以ル　大番　大久保周防守殿　忠豊　遣ル　○右宰相様ニ　例之　作有ル
改
西丸御家　戸川播磨守殿　安清　○御小姓組番所格　宰相様ニ　為御　在
寄居　番　御小姓　作ル　御目見之者ニ　作ル
紀伊家　村松郷右衛門　武義　○御小姓組番所格　宰相様ニ　作有ル　日之　御
家来　用人　義地
角右衛門　○右御小姓　作有ル　日之御小姓　石川若右衛門　野村要三郎
日之御小姓　改元
森求馬　日之御小姓　大久保又兵衛　関口藤助　○右御小姓
作有ル　大久保清四郎　○右　作有ル　日之奥医師　三上快庵
○右奥医師　御書者ニ　御小姓ニ　去ル　作有ル　外ニ　非常心
御小姓ニ　作有ル　遣ル　遣ル　読ル　打込　御書九方ニ　日ニ十ヲ遣ル
ニ　西丸御用　勤ル　ヲ　遣ル

出雲守　○紀伊宰相様　出羽　　御養君　仰付　御養君様

同日　酒井若狭守

忠義　○京都　西国代　仰付　七月九日　出羽守　酒井雅楽頭　御使番　金三十枚　宰相様　出羽守

同部　右縮緬　○京都　為御使番　仰付　出羽守

出雲守　仰付　御馬　金三十枚　出羽守　宰相様　御名代　右於奥ら

忠氏　○湯浅治郎左衛門　七月朔日　出羽守

去る巳年　去る巳年　去る巳年　

中納言 松平義勇殿 ○右上使、若年寄加納遠江守殿
右同断 二枝藩 松平越前守殿 松平隠岐守殿 同断居
淀藩 大隅殿 松平一之丞殿
同上隠居 確堂 松平右京殿 松平紀伊殿 松平左京大夫
同上養祖父隠居 嵩山 松平出羽殿 同上隠居 侍従殿 有馬中務大輔
同 井伊掃部頭 ○右上使、奥全五郎左衛門
○右奥部、引部彦部
金子左右衛門 伊丹
○松平施薬院 医師 戸塚静海 ○松平三位殿 医師 遠田澄庵 ○松平紀伊殿

医師 伊藤玄朴 ○松平豫州殿 医師 吉木玄仙 ○右奥医師 伊丹 同
五日 市書付 ○イギリス国軍艦三艘、品川沖へ入港、就ては奉行
若年寄、和蘭オランダ商館、江戸へ参府、参府中、三月中
後、和蘭商館、引渡、長崎へ帰る、付、
当日、長崎、右、通、
右、引渡、商館、引渡、長崎、
者、和蘭医師、兼帯、
同日 尾張中納言慶恕殿 ○右 黒百 御書 御書、
松平相模守殿 義比 ○尾張家、
水戸 前中納言斉昭殿 ○黒百 御書、
居住、
○黒百 御書、
隠居 松平越前守殿 松平日向守

重臣 ○謹慎ある隠居格に仰せ付られ候旨遠に仰せ
日向守お使人を以て遠ざけ遣わ候旨
及三ヶ条新名に仰せ付
徳川刑部卿慶喜殿 ○豊後守
左京亮
る面々御参 城内合
図の振に仰せ付
同七日 ○有馬左京亮 医師 竹内玄同 ○徳川
医師
医師
伊東貫斎 ○右奥医師に仰せ付
同八日 新規に役外国
奉行 生麦遠江守 上席或お右筆 田安殿家臣 水野
筑後守 ○御定番 永井主膳正 ○書院番 岩瀬肥後守 ○目付 井上信濃守
兼帯 ○御定番 堀織部正 ○右に同 細川
越中守 ○右に御出仕 使番 ○右に同
同十日 酒井肥前守忠禮 ○御小姓
○御定番 仕見
同十一日 ○御定番 仕見 内藤豊後守 西尾
○幸未御特お願い申 城を警京都
御番面に成り 兼ねる御名 仰せ付
同日 紀伊守殿 松平薩摩守
○御代替有の面々 院使八人を遣 先達ての御礼
御面目 院使人数 ○先ず出発
院使に仰せ付 ○方様に京都
者の方面遣わ
同十二日 鳥居丹波守 ○公方様御病気
幸お様 御 翌十三日退帰
同十三日
非常御隠居 京都に御使 高木内蔵頭 ○右宰相様 御代
代見 内藤豊後守 ○右京都 御番面に
十五夜附紙之儀 同十七日
食事 ○右京都 御番面に
同十八日

[illegible]

○近〻イギリスより軍艦二隻来り[illegible]

西川[illegible]

同廿日 市書付 ○今般イギリス[illegible]

[illegible]

同廿一日 宰相様御名

家義様より遣 [illegible]方様より

○附紙五 村大学頭 ○[illegible]

宝寿代金二十五枚 宰相様[illegible]附紙十 久世大和守 ○右[illegible]

遠藤但馬守附紙云 ○右[illegible]

[illegible]附紙五 ○宰相様[illegible]附紙四 ○附紙七 宰相様

井伊掃部頭

附紙七 御老中方并服部中務大輔附紙云 宰相様附紙云 若年寄中 西丸老附紙四 宰相様附紙四 御側元西丸老 附紙三

宰相様附紙三 市中[illegible]

戸川播磨守 村雲帰右衛門 附紙二 宰相様附紙二

○右[illegible]

酒井若狭守附紙云 宰相様附紙云 ○右同上有[illegible]

同廿二日 御側[illegible]

[illegible]

水野筑後守 永井[illegible]

井上信濃守 堀織部正

市目付 [illegible]

○右イギリス船[illegible]

[illegible]

大目付 [illegible]

[illegible]

[illegible]

一 [illegible]度京都御進獻酒井若狭守 拾弐 ○吉野山御花入 吉次屋作書付

[illegible]

八月二日 公方様御[illegible]

[illegible] 何御[illegible]有之 [illegible] 岩間 ○右[illegible]

[illegible] 同日 御[illegible]同 [illegible] 西荻 [illegible] 信瞻

若年寄 [illegible] 同 [illegible] 永井信濃守 [illegible] ○大番[illegible]

同七日 [illegible] 加茂伯耆守 [illegible] 附級四 [illegible] 珍米荘左衛門

老[illegible] [illegible] 津田主殿頭 駿河守 [illegible] 附級二 ○[illegible]

[illegible]尾張十郎 附級二 ○[illegible]

[illegible] 小笠原[illegible] 老[illegible]二 ○右[illegible]

[illegible] [illegible] 土岐[illegible] [illegible]

[illegible] 拾四 立田[illegible] 水[illegible] 附級二 ○[illegible]

[illegible] 地[illegible] [illegible]

[illegible]

[illegible]御 [illegible] [illegible]

宰相様御年 上様[illegible] [illegible] ○宰相様[illegible]若年

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

右近　金武[illegible]

同九日　[illegible]　石川[illegible]　[illegible]

○東叡山[illegible]

同十三日　[illegible]　土岐下野守　[illegible]　同　下野

[illegible]

条書にて市中に布令候事　右の通り御制書帯夜冠布衣等の分は帯刀夜冠布衣等の分は帯刀
仕候事

同十五日　○フランス軍艦三艘一昨十三日兵庫沖へ
碇泊仕候　右は兵庫表和親交易に
来航仕候哉　右の儀に付御問合
有之候

同十六日　所々代官　酒井
若狭守殿長崎へ
罷越候事

同十七日　松平山城守　○若狭守殿
出張仕候事中

上野介殿礼に義龍に通る　伊豆守事　○井戸覆信濃
勤番に
付有之

相模守殿参事仕候事　松平美濃守殿参事仕候　○井戸覆
田安殿参事仕候事　諸大名万石以上并旗本に参事仕候事　○井戸覆
に参事仕候事　諸大名万石以上并旗本に参事仕候事　○井戸覆
中参事仕候事　○井戸覆　○井戸覆
医師に参事仕候事　○井戸覆

○井戸覆　井戸覆の三年目に御武家に役人に一度参詣仕候事　○右の通り
九月に入り御出張被仰付大坂に御滞在　井戸覆　井戸覆
并白髪長袴等に参詣仕候事　○井戸覆
御出可仕事

御香奠献上覚　○白銀三千枚　○白銀三千枚
廿五万石分　九千九万石迄　○白銀十枚　十五万石分
九万九千石迄　○白銀三枚　五万石より
十万石分より十四万九千石迄　○白銀三枚
二枚　一万石より　四万九千石迄　○白銀
○白銀二枚　十万石以上　猪子日隠居
万石以上一万　○白銀三枚　万石以下　○
万石以上一万　御香奠献上の儀に付中堂に
西に供奉の御給米袴　四万九千石迄　九万九千石迄
初通り　武家初切　○武門　谷中門　車坂　屏風坂　新堀門　西福寺
なり　○武家　御香奠献上の儀に付　陸尺　四人　外　音用

若年天子御年無餘年相違の儀は除外又は一切停止の事但殿場
有之面々十分の儀御沙汰有之 御法事中御祝儀帝元の通
○位階昇進 埋國司ハ五月 法事中 ○四月 日上之外の法事
○諸法度 日上より二月 ○布衣 日上より三月 ○侍従 日上より
四月 布衣通 ○此度の廟上野中堂に御法事
中日割 ○勅祭 ○法皇十三人位 布衣
陪膳 ○仕事 四月 此外十人位
九人位迄之外 ○右迄相礼の儀の事 右之通相礼の儀
○達しの儀 同廿二日 御勝中有 場上寺
慎徳院様 御霊屋 御名代 同廿三日
勅使 伊達若狭守宗孝 准后 佐竹左近衛少将義諦 右代

細川玄蕃頭 ○右此度参向の公家元内祝老人元 佐竹

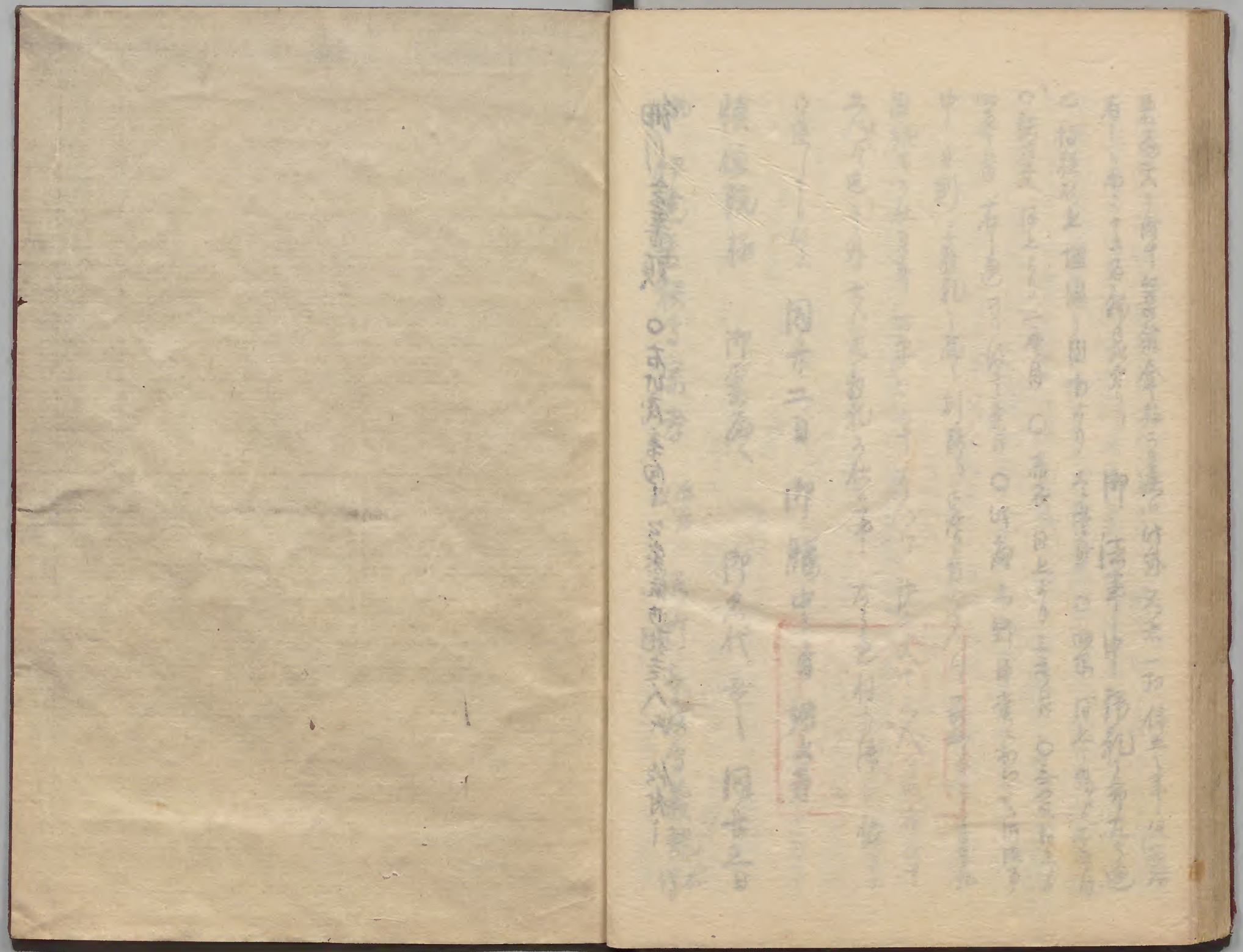

国立公文書館
National Archives of Japan

国立公文書館
National Archives of Japan